

自衛官の給与体系の見直し（防衛省 処遇・給与部会）の中間提言のポイント

【検討の背景】

- 自衛隊創設以来、約70年間独自の見直しが行われてこなかった自衛官の給与体系について、創設以降の任務や勤務環境の特殊性、課された制約や負担に見合ったものとするため、独自の見直しを行うことを決定
- このため、諸外国の軍人の給与制度や自衛官の勤務実態の調査を行うとともに、公平性・公正性を確保するため、部外の専門家（防衛省 処遇・給与部会）の意見を踏まえ検討を実施。今般、同部会の中間提言を取りまとめ
- 自衛隊員の確保は政府を挙げて取り組むべき至上命題であり、エンゲージメントの高い組織づくり、社会的地位の向上や隊員を支えるご家族の負担軽減といった取り組みと一体となって、さらなる検討を推進

【諸外国の軍人の給与制度】

- 調査対象国（米英仏独）の俸給は、いずれも民間賃金の動向を反映するという点では一致
- 軍人の特殊性の給与への反映は、米国及び英国では軍人独自の要素を反映した固有の俸給と手当の双方で評価、仏国及び独国では主に手当で評価する形を採用

⇒ 自衛官の俸給水準を設定する際のベースとして、民間賃金の動向の反映を行うことは有効

その上で、自衛官の任務や勤務環境等の特殊性を給与体系の中で適切に反映することが必要

【自衛隊の任務・勤務環境等の変化】

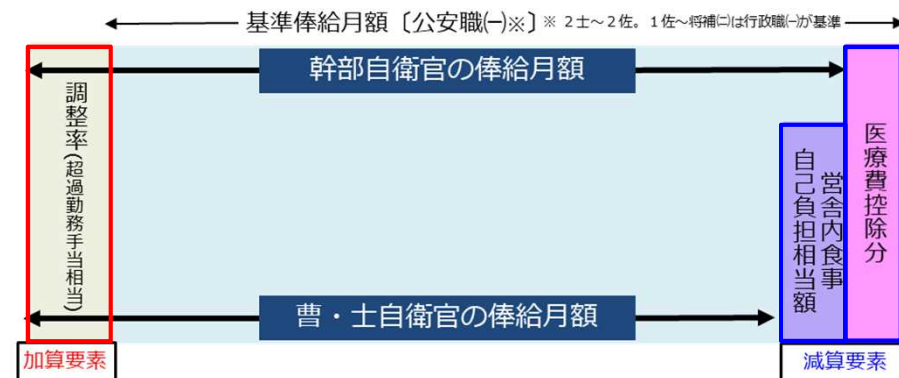
- 安全保障環境等の変化の中、自衛隊への即応態勢維持の要求が高くなる一方、社会一般では共働き世帯の増加などを受け、時間や場所に縛られない働き方が進んでいる等、**自衛官固有の特殊性（以下の①～③）は、社会一般との差が際立つ方向で変化**

⇒ これらの変化を新たな給与体系の中で適切に評価・反映

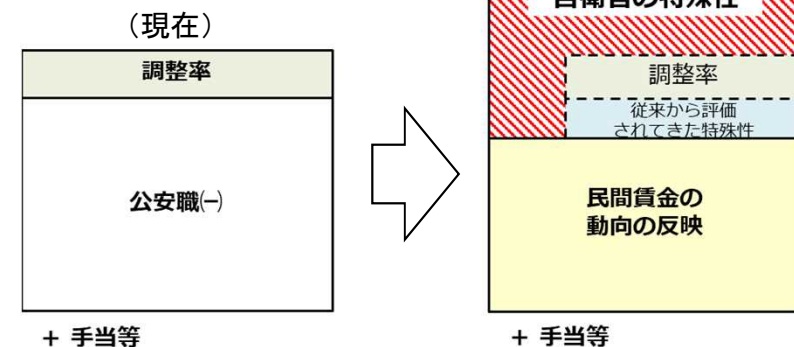
自衛官固有の特殊性として考えられる要素

- ① 24時間勤務態勢下での業務への拘束性
- ② 自衛官固有の危険性・困難性を伴う任務への対応
- ③ 我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等

自衛官俸給の構造（将補(二)以下）のイメージ



【見直しのイメージ】



従来から評価されてきた特殊性（公安職と共通の特殊性）

- ① 敵対する者と対峙する際の危険性
- ② 現場勤務に伴う肉体的・精神的負担
- ③ シフト制や交替制も多い勤務形態

（今後の検討の主な論点）

① 24時間勤務態勢下での業務への拘束性

【独自の要素：常時勤務態勢（24時間勤務態勢）】

- ・ 階級等の職務・職責に伴う業務への拘束性を、勤務実態調査を利用し、より適切な形で俸給に反映する方法を検討
- ・ 自衛官の任務に伴う業務への拘束性（常時即応義務、任務・演習等に伴う長期不在等）や、自衛官の給与体系では反映されていない要素（夜間・休日の勤務、宿日直勤務等）をどのように評価するか検討

【独自の要素：曹士自衛官の営内居住義務】

- ・ 近年の自衛官を取り巻く環境の変化や、営内居住を課せられた曹士自衛官が負う一連の負担を踏まえ、現在、約3割が自己負担となっている営内居住の曹士の食事代を今後どのように評価するか検討

② 自衛官固有の危険性・困難性を伴う任務への対応

【独自の要素：自衛官の医療提供・医療費の制度】

- ・ 任務の増大や安全保障環境の厳しさが増す中、危険性・困難性を伴う任務への即応態勢の確保や、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織へ自衛隊衛生を变革することが求められている
- ・ このため、臨床機会の増加等のための医官等の医療従事者の集約化や、求められる即応態勢の水準が高くなる中での早期受診・回復の必要性の増大等も踏まえ、自衛官に対する医療費の取扱いに係る制度についても見直しを検討

③ 我が国防衛という任務の性格に起因する広域・地方間異動の頻度等

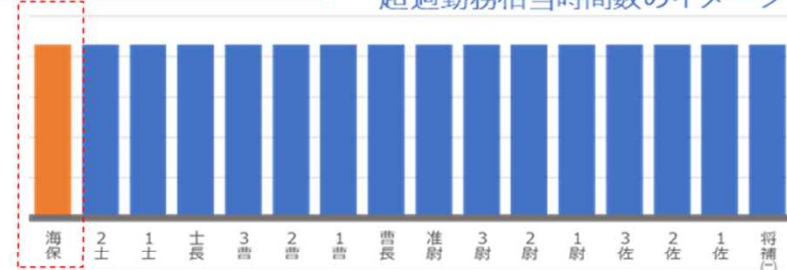
【独自の要素：国防上必要な場所への基地等と人員の確保】

- ・ ①離島・へき地等、②地域の募集対象人口に比して必要人員が多い基地等、③部隊の新設等で多数の人員確保が必要な基地等では、地元採用以外の自衛官の全国異動により人員を確保することが必要。また、部隊編成の見直し等に伴う全国異動により、一部の隊員には、他の隊員より大きな負担を強いている（一般職に比べ、広域異動手当対象者は約3倍、離島・へき地の勤務手当対象者は2倍以上）
- ・ 広域・地方間異動に伴う負担を可能な限り緩和しつつ、全国各地の国防上必要な場所に人員を確保するための施策について検討を進める（一般職の議論も踏まえつつ検討）

◆ 現行の調整率

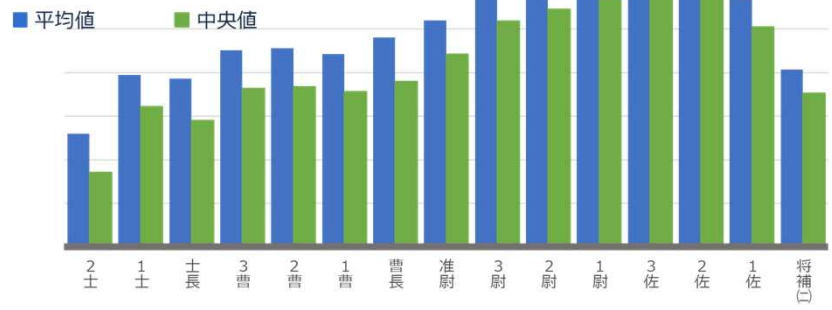
海上保安官の平均超勤時間数

※ 図は、俸給に反映されている、超過勤務相当時間数のイメージ



◆ 今般の勤務実態調査

（超過勤務相当時間）



◆ 広域異動手当(300km以上)の受給者数/現員(令和7年6月実績)

階級	受給者割合	階級	受給者割合
将・将補	43%	准尉	12%
1佐	31%	曹長	14%
2佐	19%	1曹	16%
3佐	25%	2曹	19%
1尉	29%	3曹	16%
2尉	22%	計	17%
3尉	32%	一般職※	6%

※ 令和7年国家公務員給与等実態調査をもとに「広域異動手当(300km以上)の受給者数/全俸給表適用人員」を算出したもの